

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会役員等 の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員会等（以下「役員会等」という。）の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長には、活動費として、月額10,000円を支給する。

2 役員会等の構成員が役員会等に出席したときは、報酬として月額3,000円を予算の範囲内において支給する。なお、会長は、前項の活動費を報酬に充てるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員会等の構成員が、役員会等に出席したときは、東伊豆町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年東伊豆町条例第13号）に準じて費用弁償を支給する。

(旅費)

第4条 役員等がその職務を遂行するために出張したときは、東伊豆町職員の旅費に関する条例（昭和43年東伊豆町条例第16号）に規定する額に準じて支給するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条第2項、「3,000円を支給する」を「3,000円を予算の範囲内において支給する」へ変更。

第5条・「委任」を「規程の改廃」へ変更。